

答 申

第1 審査会の結論

千葉市教育委員会（以下「実施機関」という。）が異議申立人に対し、平成21年2月18日付け20千指令教教第10号により通知した「請求者が平成〇年〇月〇日付け〇千教教指令第〇〇号にて個人情報開示決定を受けた内容について、平成〇年〇月〇日より後に教育長に対して出した質問書の処理を行った全ての文書」（以下「本件公文書」という。）を不存在による不開示とした決定は、認めざるを得ない。

第2 諮問に至る経過

諮問に至る経過は、次のとおりである。

1 開示請求

異議申立人は、千葉市個人情報保護条例（平成17年千葉市条例第5号。以下「条例」という。）第14条第1項の規定に基づき、平成21年2月4日付けで実施機関に対し、本件公文書に係る個人情報の開示請求を行った。

2 不開示決定

実施機関は、条例第19条第2項の規定に基づき、本件公文書は未作成により存在しないとして不開示決定（以下「本件不開示決定」という。）を行い、その旨を平成21年2月18日付け20千指令教教第10号により、異議申立人に通知した。

3 異議申立て

異議申立人は、本件不開示決定を不服として、平成21年2月24日付けで実施機関に対し、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき異議申立てを行った。

4 諮問

実施機関は、条例第42条の規定に基づき、平成22年5月17日付け22千教教第346号により本審査会に諮問した。

第3 異議申立人の主張の要旨

異議申立書及び意見書並びに口頭による意見陳述における異議申立人の主張の要旨は、次のとおりである。

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件不開示決定を取消し、本件開示請求に係る個人情報を開示するとの決定を求めるというものである。

2 異議申立ての理由

平成〇年〇月〇〇日に教育委員会学事課において、異議申立人が提出した教育長に対する「質問書」について、その処理等に関する文書が存在しないということは、検証の実体なく結論付けることになるので常識としてあり得ない。

第4 実施機関の説明の要旨

異議申立てに対する実施機関の説明の要旨は、次のとおりである。

異議申立人は、教育委員会及び学校に対し、常日頃から電話又は直接の訪問により学校における指導についての要望を行っていた。質問書については、これまでに頻繁に行われていた要望と同様に取り扱い、ことさらこれに対する検討資料や回答文書の作成は行っていない。

そのため、本件開示請求に係る公文書は存在しておらず、本件不開示決定を行ったものである。

第5 審査会の判断

審査会は、本件個人情報並びに異議申立人の主張及び実施機関の説明を検討した結果、以下のように判断する。

1 本件個人情報について

本件請求の対象となった個人情報は、本件公文書に記録された個人情報である。

2 審査会の調査について

異議申立人は、質問書についての「処理等に関する文書」がないとは、

検証の実体なく結論付けることとなるので不存在ということは常識としてありえないと主張している。

これに対する実施機関の説明は、異議申立人が平成〇年〇月〇日に、実施機関（教育委員会事務局学校教育部学事課）に提出した質問書については、それまで数多くなされていた電話や訪問による要望と同様に取り扱い、ことさらこれに対する検討等の資料の作成や、文書での回答等を行っていないというものである。

そこで、審査会は、本件公文書が不存在であるのか調査するため、実施機関から、「異議申立人が実施機関に提出した質問書」、「千葉市教育委員会公文書取扱規程」、「文書整理簿（学事課、教職員課）」、「教育委員会『部課長会議』次第」及び「教育委員会学校教育部『部内会議』次第」の提出を受け確認した。

(1) 「千葉市教育委員会公文書取扱規程」について

当時の「千葉市教育委員会公文書取扱規程」を調査した結果、下記のとおり、文書の取扱いに関する規定があることを確認した。

ア 所管課に直接到達した文書は、当該所管課において受領するものとする。

イ 文書は直ちに開封し、当該文書の余白に収受印を押すこと。

ウ 文書整理簿に発信者、件名等を記入すること。ただし、軽易な文書については、文書整理簿への登載を省略することができること。

エ 所管課長は、公文書管理の適正化を図るため、当該公文書に係る処理方針及び処理期限を示して公文書の迅速な処理を図り、事案が完結するまでその経過を明らかにしておかなければならないこと。

オ 職員は、事務処理に当たっては、内容が軽微なものである場合を除き、必ず公文書を作成するものとする。

(2) 「質問書」及び「文書整理簿」について

上記規程において、文書の取扱いが規定されていたにもかかわらず、質問書には、収受印が押印されておらず、また、質問書が提出された平成〇年〇月〇日当時（平成〇年〇月から同年〇月まで）の学事課及び教職員課の「文書整理簿」に、質問書についての記録はなされていなかった。

(3) 「教育委員会『部課長会議』次第」、「教育委員会学校教育部『部内会議』次第」について

各会議の次第を確認したが、質問書は議題とされておらず、当時、実施機関で開催された主要な会議において、質問書への対応が検討されていた形跡を見つけることはできなかった。

3 本件公文書に係る個人情報の不存在について

質問書は、異議申立人の子が通っていた小学校の職員が作成した文書についての事実究明、訂正及び改善を求めるものであり、こうした内容の文書の提出を受けた場合、上記公文書取扱規程からすれば、実施機関は、当然、文書整理簿に登載するなどの收受手続を行った上で、何らかの文書を作成していたものと思料する。

そこで、審査会は、実施機関の口頭理由説明、異議申立人の口頭意見陳述及び実施機関から提出された資料の確認など必要な調査を行った。

しかし、質問書について、收受印の押印や文書整理簿への登載がなされ主要な会議へ報告されるなど、文書の作成が推認されるような手続は確認できず、本件公文書が作成されたという心証を得ることはできなかった。

この点、実施機関は、文書を作成しなかった理由として、当時、異議申立人が頻繁に小学校を訪れ、質問書と同内容の要望を行っており、これと同様の取扱いをした旨を主張するが、質問書の内容の性質からすれば、そうした事情を考慮しても、なお、実施機関の行った質問書の取扱いに合理的理由があったとは認められない。

したがって、質問書に関して、こうした取扱いがなされたことについては、公文書の管理上問題がないとはいえないが、実施機関が本件公文書を保有していることを確認することはできない以上、実施機関の決定は認めざるを得ない。

以上により、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

なお、実施機関による公文書の取扱いについて、審査会は以下の附帯意見を付する。

第6 附帯意見

本件公文書の存在を確認することができない以上、審査会は、上記のように判断せざるを得ないが、今後の公文書の取扱いについて、次のとおり附帯意見を述べる。

個人情報保護制度が円滑に機能するためには、個人情報の開示等の請求に対する適切な対応が不可欠である。

開示請求の対象となる個人情報は、実施機関の保有する公文書に記録されたものであり（条例第13条）、実施機関が公文書取扱規程にのっとり公文書の記録を適切に行って初めて、開示請求に対する適切な対応が可能となり、個人情報保護制度が円滑に機能する。

しかしながら、審査会の調査で明らかになったように、実施機関において

公文書の取扱いが公文書取扱規程に則して適切に行われていたとはいえ、実施機関に対し、今後は慎重な公文書の取扱いに努められるよう要望する。

<参考>

答申に至る経過

年 月 日	内 容
平成22年 5月18日	諮問書を受理
平成22年 6月14日	実施機関から理由説明書を受理
平成22年10月13日	異議申立人から意見書を受理
平成22年11月24日	審議（第78回審査会）
平成23年 1月20日	異議申立人から意見を聴取（第79回審査会）
平成23年 2月 7日	実施機関から決定理由等の説明を聴取 （第80回審査会）
平成23年 3月 7日	審議（第81回審査会）
平成23年 6月21日	審議（第82回審査会）
平成23年 8月12日	審議（第83回審査会）
平成23年 9月16日	審議（第84回審査会）
平成23年10月17日	審議（第85回審査会）